

西諫早病院訪問リハビリ運営規程

第1条 医療法人祥仁会西諫早病院（以下「事業所」という。）が実施する指定訪問リハビリテーションおよび指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 事業所が行う指定訪問リハビリテーションは、利用者が要支援状態あるいは要介護状態となった場合においても、理学療法、作業療法または言語聴覚療法を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 1 事業所が行う指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 2 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 3 サービスの提供にあたっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
- 4 サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいように指導または説明を行う。
- 5 サービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 6 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。
- 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人祥仁会西諫早病院
- 2 所在地 長崎県諫早市貝津町3015

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 1 医師（常勤1名以上）
- 2 理学療法士（非常勤2名のうち管理者兼務1名）
- 3 作業療法士（非常勤1名）

4 言語聴覚士（非常勤2名）

理学療法士（又は作業療法士、言語聴覚士）は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なりハビリテーション、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 （平日）午前の部 8時30分から12時30分までとする。
午後の部 13時30分から17時30分までとする。

（サービスの内容）

第7条 サービスの内容は、次のとおりとする。

計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が要支援者若しくは要介護者の居宅を訪問し、心身機能の維持回復を図るために理学療法、作業療法または言語聴覚療法を行う。

（利用料）

第8条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記された利用者負担の割合（1割、2割又は3割）の額とする。

- 2 通常の事業の実施地域内外に関わらず、指定訪問リハビリテーションを行う場合において交通費は無料とする。
- 3 事業者は、実費負担の利用料として、サービスの記録の複写に要する料金を利用者から受け取るものとし、サービスに必要な電気、ガス、水道、電話等の費用は利用者負担とする。
- 4 事業者は、前代3項の料金の支払いを受けた時は、基本利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、諫早市の区域とする。

（サービスにあたっての留意事項）

第10条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

- 2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。
- 3 事業者は、正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの提供を拒んではならない。
- 4 災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。
- 5 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡をとり、

その指示に従う。

- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行する。

（緊急時の対応等）

第11条 従業者は、指定訪問リハビリテーションの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医および管理者に連絡するものとする。

- 2 報告を受けた管理者は、従業者と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるとともに、関係機関等に報告するものとする。

（事故発生時の対応）

第12条 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員または地域包括支援センターおよび市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の事故については、その状況および事故に対する処置状況を記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害補償を速やかに行うものとする。

（虐待の防止）

第13条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

（業務継続計画の策定）

第14条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第15条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等の活用可能）をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(地域との連携)

第16条 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問リハビリテーションの提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 サービス提供従事者の資質向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 諸制度改訂時や業務上必要な事例が生じた時に随時
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
 - 4 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。
 - 5 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する重要事項は、医療法人が定めるものとする。

(附則) この規程は、平成20年2月1日から施行する。

平成22年4月1日 一部改正
平成23年4月30日 一部改正
平成25年7月1日 一部改正
平成26年3月31日 一部改正
平成27年7月9日 一部改正
平成29年4月1日 書体変更
平成31年1月31日 一部改正
令和6年4月1日 一部改正